

堺市立みはら歴史博物館指定管理者募集要項

I はじめに

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び堺市立みはら歴史博物館条例（平成16年条例第116号。以下「みはら歴史博物館条例」という。）第20条に基づき、令和2年（2020年）4月から、堺市立みはら歴史博物館（愛称M・Cみはら。以下、「M・Cみはら」という。）の管理及び運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

M・Cみはらは、古代の5世紀中頃に築造された国史跡である「黒姫山古墳」と古代から中世にかけて活躍した、優れた鑄造技術を持つ集団「河内鑄物師」（かわちいもじ）を主要テーマとする展示施設であるとともに、地域住民が幅広い分野の文化芸術を鑑賞でき、住民主体の文化交流の場であるホール等を有した複合施設です。

M・Cみはらが位置する美原区では、「河内鑄物師」と「黒姫山古墳」という貴重な歴史文化資源が郷土の誇りとして認識・共有されています。みはら歴史博物館には、その価値を守り次世代に継承していくとともに、地域主体の文化活動を支援し、住民が身近で文化芸術に触れることのできる環境づくりを促進していくことが一層求められています。

このことから、M・Cみはらの管理及び運営においては、シビック・プライド（市民の郷土愛）の醸成や地域コミュニティの形成に資する施設として、民間事業者等が有するノウハウや実績を最大限に発揮し、来館者の増加による賑わいづくり及び効率的かつ柔軟なサービスの提供をめざして指定管理者制度を導入することとし、みはら歴史博物館の指定管理者の募集を行うものです。

II 施設の設置目的

M・Cみはらの設置目的は、みはら歴史博物館条例第1条に規定しているように、「美原区の区域における歴史、風土等に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、その教養の向上と文化の発展に寄与する」というものです。

Ⅲ 事業内容に関する事項

1 施設の名称、場所、施設規模等

- (1) 施設の名称 堺市立みはら歴史博物館（愛称：M・Cみはら）
- (2) 設置年月日 平成15年（2003年）3月30日
- (3) 設置場所 堺市美原区黒山281番地
- (4) 施設規模等 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り2階建て。敷地面積4,793.96㎡、建築面積2,070.66㎡、延床面積2,401.40㎡（1階2,020.58㎡、2階380.82㎡）。詳細は別紙「業務仕様書」を参照してください。

2 指定管理者が行う業務の概要

指定管理者が行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は別紙「業務仕様書」のとおりとします。

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 学芸に関する補助業務
- (4) 歴史・文化事業の実施
- (5) その他

3 管理の基本的事項

指定管理者は次の事項を基本として、M・Cみはらの管理を行うこととします。

- (1) みはら歴史博物館条例第1条の設置目的に基づいた管理業務を行うこと。
- (2) 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。
- (3) 公の施設であることを念頭に置いて、公正、公平な管理業務を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運用をしないこと。
- (4) 管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
- (5) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
- (6) 法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。
- (7) 効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の縮減に努めること。
- (8) 地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、来館者の増加による賑わいづくり及びサービスの向上を図ること。
- (9) 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。
- (10) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。

4 指定期間（予定）

指定期間は、令和2年（2020年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの5年間を予定しています。

なお、この期間は市議会の議決を経て決まりますので、留意願います。

5 自主事業

指定管理者は、みはら歴史博物館条例、協定書、業務仕様書及び指定管理者事業計画書に定める業務（指定管理業務）に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービス向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。実施にあたっては、事前に自主事業計画書及び収支予算書を提出の上、市の承認を得る必要があります。

6 管理経費等

(1) 会計年度

M・Cみはらの管理に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(2) 指定管理料の支払い等

M・Cみはらの管理に必要な経費は指定管理料として会計年度ごとに、下記の積算額を上限として、収支計画書に提示のあった金額をもとに指定期間中、年度ごとに市と指定管理者が協議して協定で定め、予算の範囲内で支払います。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の指定管理者事業計画書（企画提案書）等で提案された指定管理料の金額から変更する場合には、その内容等について、市と指定管理者の間で協議することとします。

なお、M・Cみはらの管理に係る本市としての積算額は、**年額40,910千円（税込）**です。収支計画書は、当該積算額を上限として作成してください。指定管理料の算出にあたっては、消費税率を「10%」としてください。

指定期間中に消費税率が引き上げられた場合は、市と指定管理者の間で協議し、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

(3) 指定管理料支払い時期等

指定管理料の支払いは、会計年度ごとに4回に分割して、四半期当初に指定管理者からの請求により、30日以内に支払うこととします。詳細については協定で定めます。

(4) 指定管理料に含まれる経費

指定管理料には、次のとおり、原則としてM・Cみはらの管理及び運営に必要な一切の経費が含まれます。

ア 人件費

イ 管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費、広告料等）

※施設の保守管理、安全点検、衛生管理、軽易な補修に必要な経費は、指定管理料に含まれるものとして、指定管理者の責任と費用負担において実施するものとします。ただし、施設・設備・器具・備品の大規模な補修で、1件あたりの予定価格が300千円<税込>を超えるものについては、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、市の責任と費用負担において実施することとします。この場合においても、指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷を補修するときは、指定管理者の責任と費用負担で実施することとします。

ウ 事業費（ホール等を活用した堺市及び美原区の歴史・文化の振興に資する「歴史・文化事業」に要する経費。講師謝礼金、消耗品費、チラシ等作成委託費、著作権使用料、保険料等）

(5) 指定管理者の収入

指定管理業務の対価として、指定管理料のほか、M・Cみはらの観覧料及びホール等の利用料金が指定管理者の収入となります。

＜参考＞平成25年度から平成29年度までの利用料金収入（単位：千円、税込）

平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)
1,013	1,102	949	1,238	1,173
5年間の平均1,095				

(6) 自主事業の実施に係る経費

自主事業の実施に係る経費は、指定管理料から支出できません。当該自主事業から得られる収入により賄うこととします。

(7) 経理事務

ア 指定管理者は経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うこととします。また、経理事務にあたっては、管理業務に係る独立の帳簿を設けることとします。

イ 自主事業に係る経費は他の経費と明確に区分して経理事務を行うこととし、収支・会計を指定管理業務とは別に管理します。

7 利用料金等

(1) 利用料金制の採用

M・Cみはらは、みはら歴史博物館条例第26条の規定により利用料金制度を採用しますので、指定管理者は、利用者が施設の使用に係る料金として支払う利用料金を指定管理者自らの収入とすることができます。利用料金の額は、みはら歴史博物館条例で規定する額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。

なお、利用料金収入は施設の利用に供する年度の会計に属するものとします。

また、みはら歴史博物館条例第26条及びみはら歴史博物館条例別表第2第3項において、指定管理者は使用者がホール事業入場料その他これに類するものを徴収するとき又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、基本料金の10割以内において市長が定める額を加算することが規定されています。

加算条件		加算割合 (上限)
項目	基準	
ホール事業入場料その他これに類するもの	使用者が入場者から徴収する金額	10割
物品の展示販売その他営利を目的とする行為	物品を展示し販売すること 金銭等の収入を得ることを目的として行う行為	10割

(2) 利用料金の減免等

指定管理者は、みはら歴史博物館条例第26条第5項の規定により市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができます。また、みはら歴史博物館条

例第26条第6項の規定により、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができます。

現在の基準は、(募集要項別紙1)利用料金に係る減免等に関する基準のとおりです。これらの基準については、指定管理者からの提案があれば、協議の上、可能な範囲で変更することとします。

なお、減免による利用料金収入の減収分については、市は別途補填等を行いません。

(3) 自主事業の参加費等

指定管理者は、自主事業の参加者から参加費等を徴収することができます。参加費等の額は市場価格を参考に、利用者にとって大きな負担にならないように配慮してください。なお、指定管理者自らが興行主として施設を利用して自主事業を実施する際も、当該利用に係る利用料金を指定管理者に支払う(利用料金収入として計上する)こととなります。

8 管理の基準

(1) 関係法令の遵守

M・Cみはらの管理を行うにあたっては、次の法令等を遵守するものとします。

ア 地方自治法及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

イ 労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の労働関係法令

ウ 博物館法(昭和26年法律第285号)

エ 堺市財産規則(昭和39年規則第6号)、堺市会計規則(平成19年規則第43号)及び堺市財務規則(平成19年規則第56号)

オ みはら歴史博物館条例、堺市立みはら歴史博物館管理運営規則(平成17年教育委員会規則第22号)、堺市立みはら歴史博物館使用料等規則(平成17年規則第20号)

カ 堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)

キ 堺市個人情報保護条例(平成14年条例第38号)及び堺市個人情報保護条例施行規則(平成15年規則第24号)

ク 堺市情報公開条例(平成14年条例第37号)及び堺市情報公開条例施行規則(平成15年規則第22号)

ケ 堺市行政手続条例(平成8年条例第17号)及び堺市行政手続条例施行規則(平成9年規則第25号)

コ 消防法(昭和23年法律第186号)及び堺市火災予防条例(平成20年条例第25号)

サ その他関連法規・要綱・要領・通知等

(2) 開館時間等

開館時間及び休館日並びに利用時間(以下「開館時間等」という。)は、みはら歴史博物館条例第27条第1項第2号の規定により、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることとなっていますので、指定管理者事業計画書(企画提案書)において提案してください。指定管理者の指定後に教育委員会の承認を得て定めることとします。

なお、現在の開館時間等は次のとおりとなっています。

ア 開館時間・利用時間

◆展示室の開館時間…9時30分から17時15分まで(入場は16時30分まで)

◆ホールの利用時間…9時00分から21時00分まで

イ 休館日

◆月曜日（休日の場合は開館）

◆休日の翌日（翌日が土曜日、日曜日、休日の場合は開館）

◆年末年始（12月28日～1月4日）

(3) 使用許可等

市民の施設利用にあたっては、地方自治法第244条第2項及び第3項の規定を遵守しなければなりません。また、施設の使用許可及び使用許可の取消しは、みはら歴史博物館条例第6条、第7条及び第9条の規定を遵守して適正に行わなければなりません。

なお、指定管理者は、堺市行政手続条例の適用を受ける「行政庁」に含まれることから、使用の許可等は同条例の定めに従って行わなければなりません。

(4) 守秘義務

指定管理者は、みはら歴史博物館条例第27条第1項第4号の規定を遵守しなければなりません。

(5) 個人情報保護

指定管理者は、堺市個人情報保護条例第11条及び第49条の2並びに（**募集要項別紙2**）別記 **個人情報取扱特記事項**の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。また、指定管理者は、同条例の趣旨に則り、個人情報の保護に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行うこととします。市の関係規程及び指定管理者が定める規程のモデル規程は、**募集要項別紙3-1～3-4**のとおりです。

なお、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）の従業員（従業員であった者を含む。）による管理業務上知り得た個人情報に関する不正行為に対しては、同条例第56条又は第57条の規定により罰則の適用があります。この場合において、同条例第61条第1項の規定により、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）である法人等に対しても罰則の適用があります。

(6) 情報公開

指定管理者は、堺市情報公開条例第36条の2の規定を遵守し、管理に関して保有する情報の公開に努めなければなりません。指定管理者は、同条例の趣旨に則り、情報公開に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行うこととします。市の関係規程及び指定管理者が定める規程のモデル規程は、**募集要項別紙4-1～4-3**のとおりです。

※(5)(6)の規程については、市政情報センターにおいて一般の閲覧に供します。

(7) 文書管理

指定管理者は、M・Cみはらの管理業務上作成し、又は取得した文書について、目録を作成して適正に管理するとともに、市が指示する期間当該文書を保管し、廃棄は市の指示に従って行っていただきます。

また、指定期間が満了した時や指定が取り消された時は、当該文書を市に引き渡していただきます。ただし、個人情報保護等の観点から問題がなければ、市の立会いのもとで直接次期指定管理者に引き継いでもらう場合もあります。

(8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領をふまえた対応

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合

理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第11条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成28年3月策定）をふまえ、適切に対応することとします。

(9) 市の施策との整合・協力

ア 障害者等就職困難者の雇用

法人若しくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努めるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律をふまえた物品等の調達、高齢者や障害者等の就職困難者の雇用や訓練を積極的に受け入れるなど、就職困難者に配慮した取り組みに努めることとします。

イ 市内経済の活性化

指定管理者は、市内業者の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内業者の活用や地元住民の雇用等に努めることとします。

ウ 地域振興、地域コミュニティの醸成

指定管理者は、地域団体、地域住民、NPOとの協働による取り組み等の地域振興や地域コミュニティの醸成に努めることとします。

エ 地域の学校・園との連携

特に美原区内あるいは堺市内の学校・園との連携を密にし、M・Cみはらを利用した地域の歴史・文化学習の機会など、学校・園による利用促進や学習支援に努めることとします。（例：校外学習支援、中学校の職場体験学習など）

オ NPO法人堺観光ボランティア協会との連携

NPO法人堺観光ボランティア協会との連携に努めることとします。同協会の研修の際には展示室の利用を認めることとします。

カ 環境問題への取り組み

指定管理者は、次に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等、環境に配慮した取り組みの推進に努めることとします。

- ・環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進
- ・省エネ運転等による電気、ガス等のエネルギー消費量の節減及び光熱費の抑制
- ・電力デマンドのピークカット等による節電
- ・資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制
- ・廃棄物の適正処理

キ 暴力団排除

堺市暴力団排除条例の施行（平成24年10月1日）に伴い、公の施設の管理運営から暴力団の利益となる使用を排除することとしており、指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正な施設の管理運営に努めることとします。

ク 市政への協力

上記のほか、公の施設の指定管理者として、男女共同参画の取組、節電、災害対策、禁煙など市の施策と整合した取組が求められますので、これらの取組に積極的に協力してください。

(10) 他の博物館・施設等との連携

他の博物館・施設等との連携に努めることとします。泉州・紀北ミュージアムネットワークへの加入を継続するものとします。

9 基本事業計画書及び年度事業計画書

指定管理者は、応募等に際し提出した指定管理者事業計画書（企画提案書）をもとに市と協議調整を行い、管理業務に関して、次の事項を内容として、基本事業計画書及び年度事業計画書を作成し、市に提出して承認を受けることとします。

- (1) 管理の基本方針（人権尊重の考え方・障害者等への考え方・障害者等就職困難者の雇用・市内経済の活性化・地域振興、地域コミュニティの醸成・環境問題への取組を含む。）
 - (2) 従業員の配置計画（従業員名、雇用形態、法令等により免許・資格を要するものはその名称も含む。障害者・高齢者等の採用計画も含む。）
 - (3) 人材育成の考え方及び職員研修計画
 - (4) 個人情報の保護方針及び保護措置
 - (5) 情報公開方針及び広報計画
 - (6) 利用促進計画、サービス向上の方策
 - (7) モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
 - (8) 自主事業実施計画
 - (9) 歴史・文化事業実施計画
 - (10) 施設、設備、器具備品等の維持管理方針
 - (11) 環境方針（環境への配慮）
 - (12) 第三者への業務委託計画
 - (13) 苦情、要望への対応
 - (14) 緊急時対策
 - (15) 収支計画
 - (16) 目標設定と目標達成の方策
 - (17) 保守点検及び日常警備等業務（業務仕様書別紙3に記載する業務）の年間計画
- ※**基本事業計画書**（指定期間中の共通計画）…指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、全指定期間を通じて規定又は決定しておくべき基本的な事項について記載
- ※**年度事業計画書**（年度ごとの事業計画）…指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、年度単位で規定又は決定すべき事項について記載（基本事業計画書に記載された内容以外の全ての事項を記載）

10 リスク（責任）分担

リスク分担の基本的な考え方は、（募集要項別紙5）リスク分担表のとおりです。

なお、詳細は、（募集要項別紙7）堺市立みはら歴史博物館指定管理者基本協定書（案）によるものとします。

なお、市は、協定手続きにおいては、原則として、募集条件の変更を行う交渉は行いませんが、協定締結までの間に、条文の意味を明確化するための文言修正を行うことがあります。

指定管理者事業計画書等及び協定の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、基本協定書に定める具体的な措置に従うものとします。

1 1 管理運営に伴う租税について

指定管理者（共同企業体〈企業グループ〉を含む。）には、原則、法人税、法人市民税及び法人府民税が課税されます。

また、事業所税などが課税される場合もあるため、具体的な取扱いについては、それぞれの課税業務を所管する税務官公署に確認する必要があります。

なお、管理運営に伴う租税の負担が生じた場合には、指定管理者が負担することになります。

1 2 保険加入

指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、施設賠償責任保険及び昇降機賠償責任保険に加入してください。保険内容等は下記のとおりとします。

(1) 填補限度額

(施設賠償責任保険)

◆対人賠償 被害者1名当たりの填補限度額3千万円以上
1事故全体の填補限度額2億円以上

◆対物補償 1事故全体の填補限度額2億円以上

(昇降機賠償責任保険)

◆対人賠償 被害者1名当たりの填補限度額3千万円以上
1事故全体の填補限度額2億円以上

◆対物補償 1事故全体の填補限度額2億円以上

(2) 被保険者名 堺市及び指定管理者

(3) 保険期間 指定期間と同じ期間とする（年度ごとの加入でも可）

1 3 業務の第三者への委託

指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、（募集要項別紙6）委託可能業務一覧に記載している業務の全部又は一部については、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができます。この場合、指定管理者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、当該委託先からさらに再委託させることはできません。

なお、（募集要項別紙6）に記載の業務以外でも市との協議により委託可能であると認められた業務については委託可能となります。

また、堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者並びに、暴力団員又は暴力団密接関係者と認められる者に委託することはできません。

なお、第三者に業務を委託した場合（契約金額が500万円（税込）以上の委託に限る）は、当該委託先が国若しくは地方公共団体又は本市の外郭団体である場合を除き、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の写しを市に提出してください。

1 4 市の指示等

(1) 市は施設管理の適正を期すため、指定管理者に対して、管理業務又は経理の状況に関

し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます（地方自治法第244条の2第10項）。

- (2) 指定管理者が(1)に定める指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、市は指定管理者の指定を取消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます（地方自治法第244条の2第11項）。

15 定期会議の開催

市と指定管理者は、本業務を円滑に実施するため、情報交換、業務の調整等を図る定期会議を四半期ごとに開催します。

16 モニタリング等

- (1) 指定管理者は、管理及び運営に関する利用者の意見や要望を把握し、管理業務に反映させるため、市として求める目標や水準の達成状況及び市と協議して設定した調査項目について、利用者を対象とした意見箱の設置やアンケート等による意見聴取を行い、その結果（自己評価を含む。）を集計して市に報告書を提出することとします。具体的な項目については、市と指定管理者が協議の上で決定します。

（調査項目の例）

- ◆施設の充実度
- ◆施設の利用のしやすさ
- ◆職員の対応（言葉づかい、態度）
- ◆利用率、利用料、利用時間
- ◆イベント等の充実度

- (2) 市は、指定管理者から提出される報告書等により、適切に管理業務がなされているか、また、設定された目標や調査項目が達成されているかなどについて確認を行い、その結果をふまえて指定管理者に必要な指示を行います。

さらに、指定期間中において、必要に応じて随時に管理業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、指定管理者はこれに協力することとします。

- (3) 指定管理者によるモニタリング及び本市によるモニタリングに加えて、第三者（施設関係者以外）によるモニタリングを実施する場合があります。実施する場合の具体的な手法・実施時期等については指定管理者の指定後、別途お知らせします。

17 管理業務の報告

- (1) 指定管理者は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）終了後、2か月以内に管理業務に関して、次の事項を内容とする事業報告書を市に提出するものとします。事業報告書は、堺市情報公開条例において規定する非公開情報に該当する部分を除き、市政情報センターで一般の閲覧に供します。

ア 管理業務の実施状況（施設及び備品の状況、修繕に関する報告を含む。）

イ 収支状況

ウ 利用料金の収入状況

- エ 施設の利用状況（全体入館者数、展示観覧者数、ホール利用者数及び稼働率等）
 - オ 自主事業の実施・収支状況
 - カ 歴史・文化事業の実施状況
 - キ 利用者意見の聴取状況
 - ク 人材育成の取組（人権研修を含む職員の研修の実施状況等）
 - ケ 事故、苦情及び要望の件数、内容とその対応
 - コ 個人情報保護、情報公開の実施状況
 - サ 指定管理者の目標の達成状況及び自己評価並びに管理業務の総括等
 - シ その他市長が必要と認める事項
- (2) 指定管理者は、次の事項を内容とする定期報告書を毎月終了後15日以内に市に対し提出するものとします。ただし、収支状況については、四半期ごとに、各四半期終了後15日以内に市に対し提出するものとします。
- ア 管理業務の実施状況（備品の設置場所の変更やその内容を含む。）
 - イ 収支状況（四半期ごとの収支状況）
 - ウ 利用料金の収入状況
 - エ 施設の利用状況（全体入館者数、展示観覧者数、ホール利用者数及び稼働率等）
 - オ 自主事業の実施・収支状況（自主事業計画書の軽微な変更があれば記載）
 - カ 歴史・文化事業の実施状況
 - キ 利用者意見の聴取状況
 - ク 職員の研修の実施状況
 - ケ 事故、苦情及び要望の件数、内容とその対応
 - コ その他市長が必要と認める事項
- (3) 次のような事項に該当したときは、指定管理者は、速やかに市に報告を行うこととします。
- ア 施設において、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき
 - イ 施設の管理業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき
 - ウ 金融機関との取引が停止となったとき
 - エ 施設の管理業務に関して有する債権に対し差押え又は仮差押えがなされたとき
 - オ 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき
 - カ 定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき、その他適正な管理業務に支障をきたす事態が生じたとき

18 管理業務の継続が困難になった場合の措置

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合
市は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとします。
- (2) 不可抗力等により管理業務の継続が困難となった場合
自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由の場合、事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果やむを得ないと

市が判断した場合は、市は指定管理者との協定の解除及び指定の取消しができるものとします。

19 引継ぎ等

- (1) 指定管理者の指定後、指定期間開始までの間に、M・Cみはらの管理業務に関する市との引継ぎ、指定管理者の従業員の研修及び帳票類の印刷等必要な準備を行うこととします。また、指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理業務が終了したときは、次期指定管理者が適切に施設の管理業務を実施できるよう、市又は次期指定管理者に引き継ぐこととします。
- (2) 指定管理者が施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担によりこれを原状に回復して引き継ぐこととします。

20 管理業務に関する評価

指定管理者が実施する管理業務について事業計画書で定めた目標の達成状況などに関して、事業報告書、指定管理者及び市が行うモニタリング結果などをもとに、年度終了後に、指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を行い、それらの評価方法や結果等を含め、指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有識者の意見を聴取するため、指定管理者制度懇話会を開催します。

これらの評価は、指定管理者に示し、管理業務に反映してもらうほか、結果によっては必要に応じて是正措置をとってもらうとともに、指定管理料の減額などのペナルティを科すこともあります。

また、評価結果は市ホームページにおいて公表します。

IV 募集手続きに関する事項

1 公募及び選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。

募集要項の公表	令和元年7月22日（月）
応募説明会参加の受付	令和元年7月22日（月）～7月29日（月）
応募説明会（現地説明会）	令和元年7月31日（水）
質問書の受付	令和元年7月31日（水）～8月6日（火）
質問書の回答	令和元年8月13日（火）
応募書類の受付	令和元年8月20日（火）～9月18日（水）
書類審査	令和元年10月上旬（予定）
面接審査（プレゼンテーション）	令和元年10月中旬（予定）
指定管理者候補者選定結果の通知	令和元年10月中旬（予定）
市議会への指定議案の上程	令和元年11月（予定）
市議会による指定管理者の議決	令和元年12月（予定）
※ 応募団体が3団体未満の場合は、書類審査及び面接審査を同一日程で行うこともあります。	

2 応募資格等

(1) 応募団体の資格

応募団体の資格は次の事項をすべて満たすものとします。

ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が構成するグループ（以下「グループ」という。）であること（個人による応募はできません。）。

イ 欠格事項（後掲）に該当しているものでないこと。グループ応募の場合は、当該グループを構成しているすべての法人等が欠格事項に該当しているものでないこと。

(2) グループ応募について

ア グループで応募する場合は、グループ名及びグループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。なお、グループ名は市民から誤解を生じないような名称としてください。

イ グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできません。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。

エ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出を求めます。

オ 指定管理者の指定を受けた場合、協定締結時までに、各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しの提出を求めます。

- (3) 応募書類の提出日において、応募団体が次の項目に該当する場合は、審査において、別表1 選定基準に定める配点（6点）を上限として項目ごとに2点ずつ付与します。なお、グループ応募の場合は、4及び6の項目を除き、すべての者が満たしていること。

該当要件	
1	次のいずれかに該当する場合 ◆障害者の雇用状況報告義務があり、令和元年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ◆障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（*）を1人以上雇用している場合 ◆堺市障害者雇用貢献企業である場合 （*）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され（又は見込み）、週20時間以上勤務している者
2	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条による認定を受けている場合
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく認定を受けている場合
4	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）
5	65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合
6	市内に本社・本店を有している場合 （※グループ応募の場合は1者以上が満たしていること。）
7	ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコステージ（レベル3）の認証のいずれかを受けている場合

3 欠格事項

応募書類の受付最終日現在において、次の事項に該当する場合は、応募を無効とします。また、グループで応募する場合はすべての構成団体が次に該当しないこととし、1団体でも該当した場合は応募を無効とします。

なお、応募後においても、次の事項に該当することとなった場合は、失格又は指定を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本市が一般競争入札に参加させないこととしている団体
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない団体
- (3) 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体
- (4) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体
- (5) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている団体

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団密接関係者に該当する団体（適用にあたっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用する。）
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしている団体
- (8) 破産者で復権を得ない者
- (9) 法人税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体
- (10) 次の各号に該当する者が役員となっている団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- (2) 応募に際して不正行為があった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (4) 応募資格に反することが認められた場合
- (5) 選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件応募について自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合
- (6) 本件に関し、同一の法人等又はグループが2件以上の応募を行った場合

5 応募手順

- (1) 募集要項等の公表
 - 令和元年7月22日（月）から市ホームページにおいて公表を行います。
 - ◆ホームページアドレス：<http://www.city.sakai.lg.jp/>
- (2) 応募説明会（現地説明会）の開催、参加の受付
 - M・Cみはらの施設に関する現地説明会を行います。参加は必須ではありませんが応募予定の団体は、できるだけご出席ください。参加に際しては、令和元年7月22日（月）9時から7月29日（月）の17時まで、（様式1）**応募説明会（現地説明会）参加申込書**に必要事項を記入のうえ、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に送信してください。メールのタイトルは、「応募説明会参加申込」と明記してください。送信後には必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。
 - ◆電子メールアドレス：hakumireki@city.sakai.lg.jp
 - ア 開催日時及び場所
 - 令和元年7月31日（水）13時30分から2時間程度（受付開始：13時から）
 - 堺市美原区黒山281番地 堺市立みはら歴史博物館（M・Cみはら）

- 【交通案内】・南海初芝駅から南海バス「美原区役所前行き」下黒山西下車600m
・南海北野田駅から南海バス及び近鉄バス「多治井循環」黒姫山古墳前下車すぐ
・近鉄河内松原駅から近鉄バス「余部行き」大保下車すぐ

※無料の駐車場があります。40台の駐車が可能です。

※多数の参加希望者があった場合、開催時刻の追加・変更を行うこともあります。

その場合はお知らせします。

イ 参加人数

1団体3名までとします。

ウ その他

当日、募集要項等は配布しませんので、各自持参してください。

なお、公表している資料以外で応募説明会において配布した資料がある場合は、令和元年8月1日（木）を目途に市のホームページにおいて公表を行います。

(3) 質問書の受付

質問がある場合は、令和元年7月31日（水）9時から8月6日（火）17時までに、**（様式2）質問票**に必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記送付先に送信してください。なお、メールのタイトルは「質問書の提出」と明記してください。送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。FAXでの質問及び電話、来訪など口頭による質問は受付いたしません。

なお、質問書を提出した団体等の質問意図等の確認や、募集要項等の解釈の明確化を図ることを目的として、質問書の受付に合わせて、個別ヒアリングを実施する場合があります。個別ヒアリングを実施する場合には、別途お知らせします。

◆電子メールアドレス：hakumireki@city.sakai.lg.jp

(4) 質問書の回答

質問書に対する回答は、令和元年8月13日（火）に、市ホームページにおいて公表を行います。

(5) 応募書類の受付

（様式3-1）堺市立みはら歴史博物館指定管理者申請書類一式<表紙>及び**（様式3-2）堺市立みはら歴史博物館指定管理者指定申請書**並びに次項Vにある提出書類を添えて、次の提出場所まで持参してください。

ア 提出場所

みはら歴史博物館（M・Cみはら）

【所在地】堺市美原区黒山281番地 【電話】072-362-2736

イ 提出期間

令和元年8月20日（火）～9月18日（水）の9時から17時まで。ただし、休館日の8月26日（月）、9月2日（月）・9日（月）・17日（火）を除く。

V 提出書類に関する事項

1 書類の作成

M・Cみはらは、前述のとおり「美原区の区域における歴史、風土等に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、その教養の向上と文化の発展に寄与する」ことを目的として設置されている施設です。指定管理者事業計画書（企画提案書）の作成にあたっては、施設の設置目的等を十分に踏まえた上、提案してください。

2 書類の提出

応募にあたっては、下記の（１）から（２６）の必要書類を提出してください。提出部数は、特に指定のあるものを除き、正１部、副１４部（副は複写可）の計１５部とします。

なお、提出書類は市の公文書になるため、情報公開請求があった場合は、堺市情報公開条例第７条に規定する非公開部分を除き原則として公開となります。提出書類の中で、堺市情報公開条例第７条に規定する非公開部分に該当すると考えられる箇所（公開できないもの）については、正本のみ、あらかじめ網掛け等の処理をして提出してください。ただし、当該箇所について市として公開すべきと判断した部分は請求に応じて公開することがあります。

- （１）（様式３－１）堺市立みはら歴史博物館指定管理者応募書類一式<表紙>…グループ
応募の場合は、グループとして作成してください。
- （２）（様式３－２）堺市立みはら歴史博物館指定管理者指定申請書
- （３）（様式４）団体概要、役員名簿
- （４）（様式５－１）グループ構成書…グループ応募の場合に提出
- （５）（様式５－２）グループ協定書兼委任状…グループ応募の場合に提出
- （６）（様式６）指定管理者事業計画書（企画提案書）

【内容】

- ◆管理の基本方針／◆平等利用・安全の確保／◆安定的な経営資源／◆財務規模、組織状況／◆事業実績／◆利用者・利用者ニーズの把握／◆広報・モニタリング計画／◆人権尊重の考え方／◆障害者等への考え方／◆個人情報保護、情報公開の考え方／◆休館日、開館時間の考え方／◆利用料金の考え方／◆人員配置、人材育成の考え方、研修計画／◆苦情対応の考え方／◆非常時対策／◆目標設定、目標達成の方策／◆自主事業の実施計画／◆経費削減の考え方・方法／◆収支計画／◆市長が定める要件（障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取り組み）
- （７）（様式７－１）収支計画書（令和２年度～令和６年度）及び（様式７－２）収支計画書積算内訳書
 - （８）（様式８－１）自主事業計画書及び（様式８－２）自主事業収支計画書
 - （９）（様式９）障害者雇用等確認書
 - （１０）（様式１０）欠格条項に該当しない旨の誓約書
 - （１１）（様式１１）市税確認調査同意書…申請資格の審査のため、関係公簿を調査しますので、各団体から１部提出してください
 - （１２）定款、寄附行為又はこれらに類する書類

- (13) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (14) 法人の印鑑証明書
- (15) 法人税、消費税、地方消費税の納税を証明する書類
 - ・法人の場合…法人の「納税証明書その3の3」（法人税、消費税、地方消費税）
 - ・法人以外の場合…団体の代表者の「納税証明書その3の2」（申告所得税、消費税、地方消費税）
- (16) 指定申請書提出日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (17) 平成28年度から平成30年度の事業報告書（同上）
- (18) 平成28年度から平成30年度の収支計算書又は損益計算書（同上）
- (19) 平成28年度から平成30年度の貸借対照表（同上）
- (20) 令和元年障害者雇用状況報告書（事業主控の写し）…障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づく障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合に提出してください。
- (21) 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し…認定を受けている場合に提出してください。
- (22) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し…認定を受けている場合に提出してください。
- (23) 青少年の雇用の促進等に関する法律第15条に基づく認定に係る基準適合事業主認定通知書の写し…認定を受けている場合に提出してください。
- (24) 就業規則等の定年に関する制度の状況が確認できる書類…65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合に提出してください。
- (25) ISO14001登録証、エコアクション21認証・登録証、KES登録証又はエコステージ認証書の写し…いずれかに該当する場合に提出してください。
- (26) 団体の設立趣旨、活動内容、組織、運営及び事務所の所在等に関する事項の概要がわかる書類（各団体作成の外部向けのパンフレット等でも可とします。）

【注1】グループ応募の場合、(3)及び(9)～(26)は、構成団体ごとに提出願います。

【注2】(13)～(15)の証明書は、提出日において、発行から3か月以内のものとなります。

【注3】(17)～(19)は、団体の設立から3年以上経過していない場合は、設立年度から平成30年度までのものとします。

※提出書類は、いずれも原則A4版でお願いします。A4版以外の規格を使用した場合は、A4版に折り込んでください。

VI 選定及び指定に関する事項

1 選定審査方法

- (1) 指定管理者の候補者は、みはら歴史博物館条例第22条第3項に規定する指定の要件を基本として、別表1選定基準に基づき、堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）において、応募書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション）の総合評価方式により、指定管理者の候補者を選定します。
- (2) すべての応募団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施します。上記審査において総合して採点評価を行い、得点が最上位の応募団体を指定管理者の候補者として選定します。面接審査の日程等は、後日お知らせします。

なお、得点が次順位の団体を次点の候補者とし、基本協定締結の日までに選定された候補者との協議が不調となった場合及びIVの3の欠格条項に該当した場合は、次点の団体を候補者とします。
- (3) 採点において同点になった場合は、選定委員会の定める取扱いにより、審議のうえ候補者を決定します。
- (4) 最終得点が満点の60%以上に達した団体がない場合は、適格者なしとします。

2 選定結果の通知等

選定委員会における審査結果を受けて、市として指定管理者の候補者を決定し、応募された団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）すべてに対して、令和元年10月中旬を目途に、審査結果を文書で通知します。また、選定・不選定を問わず団体名及び採点については審査結果として、市ホームページ等で公表を行います。

3 指定管理者の指定等

指定管理者の候補者の決定後に、市議会に指定管理者の指定の議案を提出し（令和元年11月予定）、議決を経て指定管理者の指定を行い、その旨を公告します。

なお、議会の議決が得られなかった場合、M・Cみはらの指定管理者として指定できないことがあります。この場合、候補者が応募に際して負担した費用については、市は一切補償しません。

4 協定に関する事項

指定管理者の指定を受けた団体は、市との協議を行った上で、M・Cみはらの管理業務に関する協定を締結することとします。協定には指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」があります。基本協定の内容は（募集要項別紙7）堺市立みはら歴史博物館指定管理者基本協定書（案）のとおり、年度協定の内容は（募集要項別紙8）堺市立みはら歴史博物館指定管理者年度協定書（案）のとおりです。

なお、協定の内容の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

Ⅶ その他

1 注意事項

- (1) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とします。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (3) 応募1団体につき、提案は1件のみとします。
- (4) 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- (5) 応募書類は、市の公文書として取り扱われます（原則として情報公開の対象となります。）。
- (6) 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- (7) 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。
なお、本件において公表する場合は、本市は団体の提出書類の全部又は一部を無償使用できるものとします。
- (8) 応募書類は、欠格事項の該当の有無を確認するため、関係機関への照会に使用場合があります。
- (9) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- (10) M・Cみはらの管理業務にあたり、指定管理者が事業所税等の納税義務を負う場合があります。

2 添付資料

- (1) 堺市立みはら歴史博物館指定管理業務仕様書及び業務仕様書別紙1～3
 - (業務仕様書別紙1) 施設備品一覧
 - (業務仕様書別紙2) ホール利用者用備品一覧（貸出）
 - (業務仕様書別紙3) 保守点検及び日常警備等業務一覧
- (2) 別表1 選定基準
- (3) 募集要項別紙1～8
 - (募集要項別紙1) 利用料金に係る減免等に関する基準
 - (募集要項別紙2) 別記 個人情報取扱特記事項
 - (募集要項別紙3-1) 堺市指定管理者の個人情報保護に関する要綱
 - (募集要項別紙3-2) 指定管理者の個人情報保護モデル規程（本文）
 - (募集要項別紙3-3) 指定管理者の個人情報保護モデル規程（様式）
 - (募集要項別紙3-4) 堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準
 - (募集要項別紙4-1) 堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱
 - (募集要項別紙4-2) 指定管理者の情報公開モデル規程（本文）
 - (募集要項別紙4-3) 指定管理者の情報公開モデル規程（様式）
 - (募集要項別紙5) リスク分担表
 - (募集要項別紙6) 委託可能業務一覧
 - (募集要項別紙7) 堺市立みはら歴史博物館指定管理者基本協定書（案）
 - (募集要項別紙8) 堺市立みはら歴史博物館指定管理者年度協定書（案）

(4) 参考資料 1～6

- (参考資料 1) 堺市立みはら歴史博物館条例
- (参考資料 2) 堺市立みはら歴史博物館管理運営規則
- (参考資料 3) 堺市立みはら歴史博物館使用料等規則
- (参考資料 4) 平成 27・28・29 年度堺市立みはら歴史博物館決算
- (参考資料 5) 平成 30 年度堺市立みはら歴史博物館付属ホール稼働率表
- (参考資料 6) 堺市立みはら歴史博物館平面図

(5) 様式 1～11

- (様式 1) 応募説明会（現地説明会）参加申込書
- (様式 2) 質問票
- (様式 3-1) 堺市立みはら歴史博物館指定管理者申請書類一式〈表紙〉
- (様式 3-2) 堺市立みはら歴史博物館指定管理者指定申請書
- (様式 4) 団体概要、役員名簿
- (様式 5-1) グループ構成書
- (様式 5-2) グループ協定書兼委任状
- (様式 6) 指定管理者事業計画書（企画提案書）
- (様式 7-1) 収支計画書（令和 2 年度～令和 6 年度）
- (様式 7-2) 収支計画積算内訳書
- (様式 8-1) 自主事業計画書
- (様式 8-2) 自主事業収支計画書
- (様式 9) 障害者雇用等確認書
- (様式 10) 誓約書
- (様式 11) 市税確認調査同意書